

越谷市若年がん患者 在宅ターミナルケア支援事業 のご案内

越谷市では、若年の末期がん患者の方が、住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅サービス利用料等の一部を補助します。

対象者

次のすべてに当てはまる方

- 1 20歳以上40歳未満の越谷市民の方
※小児慢性特定疾病医療給付制度の対象でない18歳以上の方を含みます。
- 2 末期がん患者(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)で、在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- 3 他の制度において同等の補助又は給付を受けることができない方

支援の内容

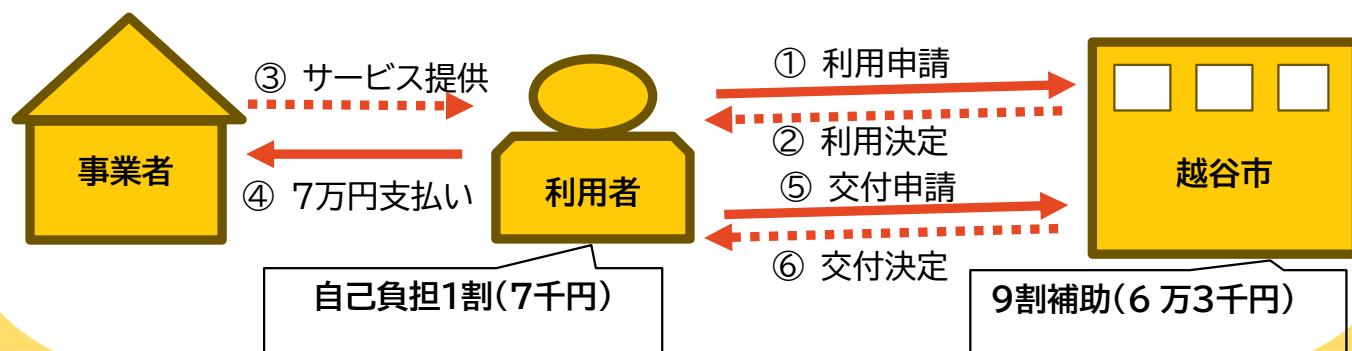
対象サービス利用料、購入費の9割(1円未満切捨て)を補助します
※対象サービス、補助金の交付上限額は下表のとおり

対象サービス		上限額
訪問介護	身体介護・生活援助・通院等乗降介助	合わせて月額 72,000円
訪問入浴介護	訪問入浴介護	
福祉用具の貸与	車いす・特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり・スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト(つり具部分を除く)、自動排泄処理装置	
福祉用具の購入	腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分	1回限り 90,000円

※このほか、申請に必要な意見書等作成料を助成します。(上限額 5,000 円/1回限り)

※生活保護世帯の方は、助成額が異なります。

(例)1か月7万円の訪問介護サービスを利用した場合



申請の 流れ

利用を希望する方は、事前に利用申請が必要です。

申請方法の詳細または申請書類は、市ホームページを確認いただくか、健康づくり推進課へお問い合わせください。



1 利用申請

以下を健康づくり推進課へご提出ください。

- (1) 意見書(越谷市若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業)(様式1)
- (2) 越谷市若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業利用申請書(様式2)

※この他、申請者と利用者の本人確認書類をご提示いただきます。

2 利用決定の通知

申請内容を審査し利用を決定すると、市から決定通知書を郵送でお送りします

3 サービスの利用

利用決定後、直接サービスを提供する事業者に依頼し、利用を開始してください。

4 サービス利用料の支払い

サービス提供業者から請求された額の全額を支払い、領収書、明細書(サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの)を必ず発行してもらってください。

5 サービスの利用料の請求

以下を健康づくり推進課へご提出ください。

- ① 越谷市若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業補助金交付申請兼請求書(様式7)
- ② サービス提供事業者等が発行する領収書(原本)
- ③ サービスの内容、利用回数、金額等が記載された明細書

※サービスを利用した日の年度末まで請求してください。ただし、毎年2月、3月の利用料については、2 か月経過した日の月末までに請求してください。

請求が遅れる場合は、健康づくり推進課まで事前にご連絡ください。

6 請求者への支払い

請求内容を審査し、適当と認められた場合は、指定の口座に補助金を振り込みます。

●問い合わせ先● 越谷市健康づくり推進課(越谷市保健センター)

TEL: 048-960-1100 (平日 8:30~17:15) FAX: 048-967-5118

住所: 〒343-0023 越谷市東越谷 10-31